

1 暮らしを支える拠点地区の充実

施策の将来の目標像(目指す姿)

各拠点地区の役割に応じた機能が適正に配置され、様々な機能が集積される都市拠点*1を中心として、拠点間が相互に連携し合いながら、地域の生活・にぎわい・交流を支える拠点地区が形成されています。

現状と課題

1 利便性の高い拠点地区の形成

全国的に少子高齢化が進展する中、本市の人口については、「次世代学園都市構想」の推進など新たな施策の展開によるまちづくりへの効果とともに、近年大きく増加傾向にある外国人の影響などにより、今後も緩やかな増加で推移するものと考えられますが、将来的には減少局面へ移行することが想定されます。

こうした中で、持続的に生活利便性を確保するためには、各拠点地区における地域特性に応じたサービス(医療・福祉・子育て・教育・商業等)の維持・充実が求められます。

2 安全・安心で良好な都市環境の形成

近年、大雨等による自然災害は激甚化・頻発化しており、浸水被害など都市型災害への対応が必要です。

安全・安心に暮らせる良好な都市環境を形成するためには、秩序あるまちづくりを進めるとともに、災害等のリスクに応じたインフラの整備が求められます。

3 地域特性に応じた良好な住環境の形成

各拠点地区は地域の特性や状況に応じてそれぞれ異なる課題を有しています。

都市部においては、小規模な宅地開発の拡散によるスプロール化*2が進行しており、宅地開発の適切なコントロールが求められる一方で、周辺部においては、人口減少や少子高齢化の進行によるスポンジ化*3が懸念されており、空き家等の有効活用や土地利用規制の緩和等が求められます。

施策の数値目標

指 標	現状値(R6年度)	目標値(R12年度)
居住誘導区域*4内人口割合	58.9% *住民基本台帳等	59.2%

※1 都市拠点:本市の中核を担う広域的な都市の核となる拠点。

※2 スプロール化:十分な基盤整備がなされていない周辺地域に、無計画に住宅や各種施設が立地すること。

※3 スポンジ化:都市の大きさが変わらないにもかかわらず人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴があくように生じ、密度が下がっていくこと。

※4 居住誘導区域:人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

施策の方向性

1 利便性の高い拠点地区の形成

- 鉄道駅や各拠点地区周辺への居住と都市機能の誘導
- 公共施設の機能再編、施設の有効利用の推進
- 行政機能を中心とした施設の複合化や既存ストックの有効利用等による都市機能の再編

2 安全・安心で良好な都市環境の整備

- 土地区画整理や地区計画による市街地の整備
- 公園や緑地の整備・更新等
- 雨水排水対策をはじめとする防災機能を有する都市基盤の整備の推進
- 防災・減災に寄与する樹林地や農地等の保全

3 地域特性に応じた良好な住環境の形成

- 地域の特性に応じた土地利用規制の緩和・強化等
- 空き家等の適切な管理、有効利用に向けた啓発、指導、情報提供
- 低未利用地の有効利用の推進
- 安全・安心な住環境の実現

主な取組み

① 良好な市街地形成の推進

【安全・安心で良好な都市環境の整備】

- 鉄道駅や各拠点地区周辺において雨水排水対策など防災機能に配慮した市街地整備事業を実施するとともに、必要に応じて市街地内の緑地の維持・保全を図るなど、良好な都市環境の整備を推進します。
- 市民の憩い・交流の場や災害時における安全・安心の場の確保に向けて、公園・広場等の公共空間の整備を推進します。

【地域の特性に応じたまちづくりの推進】

- 人口や開発の動向等を踏まえて、計画的に区域区分を見直します。
- 市街化調整区域における既存集落等の活性化を図るために、開発許可基準や地区計画制度等の見直しを検討します。

② 住環境の整備・保全

【安全・安心な住環境の実現】

- 空き家の適正管理の啓発・指導を推進するとともに、空き家の流通を促進します。また、人口減少地域においては、移住・定住対策と一体となった住宅の有効活用に取り組みます。
- 安全・安心な住宅環境の確保を支援することにより、長く使い続けることができる住宅を増やしていきます。

【住宅セーフティネットの構築】

- 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に入居しやすい環境を整えるため、住宅関連事業者や福祉関係団体と連携し、総合的な情報発信や意識啓発に取り組みます。また、市営住宅の適切なストック管理を行います。

2 安全で円滑な生活交通の充実

施策の将来の目標像(目指す姿)

市民生活の利便性を高めるため、安全で円滑な移動が確保された交通体系が確立されているとともに、生活道路網が安定的に構築・整備され、適切な維持管理がなされています。

現状と課題

1 生活交通ネットワークの充実

中山間地域から瀬戸内海の沿岸部までの広範な市域において、市民の移動を支える公共交通機関の利用者は一部にとどまり、交通手段の分担状況(分担率)の約7割が自動車となっています。一方で、自動車を運転できない学生や高齢者などの交通弱者の移動手段の確保が必要となっています。

市内の一部地域においては、地域主体の公共交通サービスが導入され利便性が向上しているものの、全市的な改善には至っていません。また中山間地域など市内周辺部においては、少子高齢化及び人口減少による利用者数の減少に伴い、運行を担う事業者の経営環境の悪化等、生活交通の維持そのものが懸念されています。

また、日常的な移動を支えるタクシーなどの維持をはじめ、利用者一人ひとりの細かなニーズに対応した移動手段を導入・接続するなど、地域内の移動を支えるラストワンマイル^{※1}のアクセシビリティを確保する取り組みが必要となっています。

今ある公共交通を維持し将来へつないでいくため、市民一人ひとりが行動変容を含めた公共交通の必要性を再認識するとともに、利用者・事業者・行政など多様な関係者がともに連携(共創)し、社会情勢の変化に柔軟に対応した形で「リ・デザイン(刷新・再構築)」していくことが求められています。

2 道路環境の整備

生活に身近な道路交通網を構築する都市計画道路や幹線となる市道では、歩行空間が十分に整備されていない箇所があります。また、生活道路における緊急自動車等の安全な通行確保や道路安全施設、道路照明及び橋梁について、不具合が生じないよう適切に管理していく必要があります。

市内の道路交通網については、市街地内の交通混雑の緩和、生活に関わる身近な施設(公共施設、駅、病院、商業施設等)へのアクセス向上が求められています。

施策の数値目標

指標	現状値(R5年度)	目標値(R12年度)
生活交通の利用者数	18,242人/年 *市集計値	19,650人/年
市道の整備率	58.6% *道路施設現況調査	59.2%
市街地における通学路の歩道等の整備率	80.3% *市集計値	89.2%

※1 ラストワンマイル:モノ・サービスが到達する最後の区間(例えば最寄りの物流拠点から顧客の玄関先)を指す。

施策の方向性

1 生活交通の維持・活性化

- 利用者ニーズにマッチした移動手段の確保
- 目的別輸送の確保
- 公共交通の利用促進策の実施

2 道路環境の整備推進

- 市道整備の推進
- 歩行者の移動空間の確保
- 橋梁の措置が必要な箇所を解消
- 舗装の措置が必要な道路を解消
- 主要渋滞箇所の減少

主な取組み

①生活交通の維持・活性化

【生活を支える交通網の維持・活性化】

- 駅などの拠点施設や幹線となるバス路線と地域とを結び公共交通の維持・充実を図るため、移動手段の確保に向けた地域主体の検討への支援を行うことで、地域の実情に即した生活交通の確保に取り組めます。
- バスやタクシーなど市内の事業者が有する輸送資源を最大限に活用した「共創」の取組みに、必要に応じ新たな制度であるライドシェアも含めた検討を行うなど、生活交通の利便性向上を図ります。
- 安全、健康、環境など、公共交通が社会にもたらす多面的効果や必要性を市民とともに共有し、生活インフラとしての公共交通を地域で守り・支える意識と行動について普及・啓発を図ります。

②市道、街路、県道の整備・促進

【道路交通網の整備促進】

- 地域の生活に必要な県道の整備を促進します。
- 地域の実情に合わせた都市計画道路や幹線となる市道については、より効果的かつ効率的に道路交通網の整備を推進します。

【道路環境の整備推進】

- 地域内の生活道路について、緊急自動車等の通行確保や離合困難箇所の解消等により、通行の安全性及び利便性の向上を図ります。
- 既設道路の橋梁やトンネル等の構造物について、定期的な点検を行い、予防的な補修・修繕を計画的に行います。
- 歩道や自転車道を含めた道路の移動円滑化のため、バリアフリー化等、安全・安心な移動空間の形成を推進します。

3 快適な生活環境の形成

施策の将来の目標像(目指す姿)

一般廃棄物の減量化と資源化推進等により循環型社会が構築されるとともに、市民の生活に不可欠な安全な水の提供や、公共用水域の水質保全による安全で快適な生活基盤・環境が整っています。

現状と課題

1 循環型社会への対応の遅れ

東広島市においては、市民一人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向ではあるものの全国平均を上回っており、循環型社会の構築を図るためには、市、市民、事業者が一般廃棄物をさらに適正かつ効率的に処理する必要があります。また、二酸化炭素の排出抑制と限りある資源を守るため、地域が一体となった一般廃棄物の減量化と資源化の取り組みが必要です。

2 水道施設の維持管理、持続可能性の確保

良質な水の安定的な供給のため、専用水道及び飲料水供給施設の適切な維持管理と老朽化への対応が求められています。

また、本市の上水道事業は、広島県水道広域連合企業団が運営しており、経営の効率化による安定した水道事業経営を継続しつつ、良質な水の安定供給と危機管理機能の構築を推進していくよう、同企業団との連携を強化していく必要があります。

3 公共用水域の水質保全

本市の下水道整備の進捗は、他市に比べ遅れている状況です(令和5(2023)年度末人口普及率48.3%)。下水道未普及地域の整備には多額の事業費と相当の時間を要します。また、下水道施設の老朽化に伴う施設の更新も必要であるため、計画的に整備を進め、市域の汚水を適正に処理し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る必要があります。

併せて、下水道事業計画区域以外では、みなし浄化槽やくみ取り槽が多く残り、生活排水が未処理のまま公共用水域へ排出されていることから、合併浄化槽の設置・転換を図るとともに、適切な維持管理の必要性についても啓発していく必要があります。

施策の数値目標

指 標	現状値(R5年度)	目標値(R12年度)
汚水処理人口普及率※1	88.9% *市集計値	96.5%
市民一人1日当たりのごみ排出量	900g *清掃事業概要	850g

※1 汚水処理人口普及率:国土交通省、農林水産省、環境省で公表されている、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設の処理人口を調査し、総人口に対する割合を算出したもの。

施策の方向性

1 循環型社会への対応

- 市民の意識啓発の推進
- 環境負荷の低減に向けた取組みの推進

2 水道施設の維持管理、持続可能性の確保に向けた対応

- 専用水道及び飲料水供給施設の適切な維持管理と効率的な施設更新
- 広島県水道広域連合企業団との連携強化

3 公共用水域の水質保全への対応

- 下水道事業の推進
- 下水道施設の適切な維持管理と効率的な施設更新及び耐震化
- 合併浄化槽の普及促進

主な取組み

① 循環型社会の構築

【一般廃棄物の適正処理】

- 3R^{※2}活動を推進し、高効率発電によるごみのエネルギー化を進めるとともに、最終処分場が不要なごみ処理システムを導入したことにより、循環型社会の構築を促進しています。
- 東広島市、竹原市及び大崎上島町の2市1町で設置した広島中央環境衛生組合の運営に係る経費を負担し、処理施設の維持管理を共同で行うとともに、適正かつ効率的な一般廃棄物の処理を推進します。

【一般廃棄物の減量化の推進、資源化の促進】

- 一般廃棄物の適正かつ計画的な収集運搬を行うとともに、減量化と資源化を図るための各種施策を講じます。

② 水の安定供給

【水道施設の維持管理、持続可能性の確保】

- 専用水道及び飲料水供給施設の適切な維持管理による不具合の早期発見、修繕を行うほか、老朽化した施設の計画的な更新を行います。
- 広島県水道広域連合企業団広域計画に位置付けられた福富ダムを水源とした福富浄水場の新設などが適切に推進されるよう、上水道事業を移管した広島県水道広域連合企業団と連携を図ります。

③ 公共用水域の水質保全

【下水道事業の推進】

- 東広島市汚水適正処理構想及び下水道未普及解消整備計画に基づき、計画的に下水道整備を推進することにより、健全な都市基盤を構築し、普及率の向上を図ります。
- 下水道施設の適切な維持管理とストックマネジメント計画^{※3}や東広島市地域強靱化計画に基づく施設の改築、耐震化を図ることで持続的な下水道サービスの提供を行います。

【浄化槽設置整備の促進】

- 下水道事業計画区域以外では、合併浄化槽の普及を促進し、適正に維持管理を行うことにより、公共用水域の水質を改善します。

※2 3R：ごみの発生を減らすリデュース、繰り返し使うリユース、再生利用するリサイクルを推進する活動。

※3 スtockマネジメント計画：下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら、リスク評価等により優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を効率的・計画的に実施することを目的に施設管理を最適化した計画。

施策の方向性

1 市民の環境意識向上のための対応

- 良好な生活環境の保全に関する市民意識の啓発
- 環境データや環境情報の情報発信

2 環境汚染の未然防止に向けた対応

- データの収集、分析等の環境調査体制の充実
- 継続的・計画的な環境保全の促進
- 産業廃棄物等、許認可主体との適切な連携

3 市民の生活環境の保全のための対応

- 生活衛生関係営業施設への効率的・効果的な監視指導
- 火葬場・墓園等の適切な管理運営
- 犬・猫の適切な飼養の促進

主な取組み

① 豊かな自然環境の保全

【市民の環境意識の向上】

- 良好な自然環境及び生活環境を保全し、生物多様性を維持していくため、環境学習の機会や環境情報を提供し、環境活動への参加を推進、環境保全意識の向上を図ります。
- 本市の環境に関する年次報告書を「東広島市の環境」にとりまとめ、環境データとともにオープンデータ化を進めます。
- 生涯学習出前講座に加え、新たに設置するウェブ版環境学習センターを通じて、環境学習の機会の充実を図ります。
- 市内の環境活動等に携わる各種団体との連携・協働を強化し、地域に密着した活動の充実を図ります。さらに、環境イベントを通じた啓発や、環境活動情報を発信することにより、これらの環境活動参加率の向上を目指します。

【環境汚染の未然防止】

- 地域環境の維持・向上を図るため、大気質・水質・騒音など環境調査体制を充実します。
- 工場、事業場からの排水が環境汚染を引き起こすことがないよう、BODをはじめとする水質を監視・指導することにより、公共用水域の水質改善に努めます。
- 地域の実情に応じた監視体制の強化を図り、現状を的確に把握し、継続的・計画的に関係機関と連携しながら環境保全対策を実施します。

【市民の生活環境の保全】

- 生活衛生関係営業等の許可事務、届出受付事務及び監視指導等を通じて、市民の快適で安全な施設利用の確保を図ります。
- 火葬場・墓園等の適切な管理運営を行うことにより、市民に安定した施設利用を提供します。
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録等や犬・猫の飼い主に対するマナー向上のための啓発活動など犬・猫の適正な飼養を促進するとともに、野良犬・猫対策を推進します。

5 市民協働のまちづくりによる地域力の向上

施策の将来の目標像(目指す姿)

共通の目的の実現や地域課題の解決のため、コミュニティ活動や地域の特性を踏まえた取組みが活発に展開され、多様な市民・団体等が相互に連携・協力しながら活動、活躍することにより、地域の持つ力が向上しています。

現状と課題

1 持続可能なまちづくり体制の確立

少子高齢化の進展や定年制度の改正に伴う働き方の変化などから、地域活動の担い手不足は深刻化しており、地域コミュニティの運営に支障が出ています。さらに、行政から住民自治協議会への協力・依頼事項の増加により、本来の地域活動が圧迫されている状況があります。

また、特定の分野に特化した活動を行うテーマコミュニティにおいても、人材不足や他団体との連携不足といった課題を抱えており、行政による支援体制の充実が求められています。

2 多様な主体の参画

近年、地域社会において、支え合いや助け合いの精神が薄れてきており、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。一方で、地域社会が抱える課題は複雑・多様化しており、行政だけでなく、多様な担い手が連携・協力しながら課題解決に向けた取組みを進めることが求められていることから、市民がまちづくりに参加しやすい環境づくりや意識醸成・人材育成を図る機会を提供する必要があります。

3 活動を支える適切な支援

地域コミュニティ、テーマコミュニティともに運営上の様々な課題を抱えており、活動を継続・発展させていくためには、行政による支援に加え、民間事業者の有する知見を活かした相談支援体制の充実を図るとともに、多様な活動が活発に行われるよう、地域の活動拠点施設の適切な維持管理や整備等が必要となります。

施策の数値目標

指 標	現状値 (R5年度)	目標値 (R12年度)
地域コミュニティ活動への参加率 (地域活動に参加したことがある人の比率)	72.1% *市民アンケート	77%

施策の方向性

1 多様な主体の状況に応じた活動支援

- 地域コミュニティへの支援体制の強化
- テーマコミュニティへの支援体制の強化

2 市民が参加しやすい環境づくり

- 市民がまちづくりに参加しやすい環境づくり
- まちづくりに対する意識醸成・人材育成

3 多様な主体の活動を支える拠点の整備

- 活動拠点施設の充実



主な取組み

① 市民協働のまちづくりによる地域力の向上

【各種団体の状況に応じた活動支援】

- 地域課題の解決に向けた取組みを支援するため、集落支援員制度を活用した新たな人材の配置や学生の視点を地域活動に活かす取組みの充実、市民協働センターの機能強化及びデジタル化による事務負担の軽減を図り、活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- 行政と地域の関係性を見直し、地域の負担軽減を図り、本来の自治に専念できる環境を整えます。
- 地域づくり推進交付金がより地域の主体性に沿った制度になるよう、交付金を構成する事業の見直しを進めるとともに、事務の簡素化を進めます。
- 市民活動団体の活動を支援するため、情報交換・団体間連携の機会創出や、新たな団体の設立及び資金調達等についての相談体制強化に取り組みます。

【市民が参加しやすい環境づくり】

- 多様な主体が気軽にまちづくりに参加できるよう、地域情報の情報発信に取り組むとともに、デジタル化を推進し、まちづくり活動に関心を持つ機会の提供を促進します。
- 研修や講座を開催し、まちづくりに対する意識の醸成や新たな担い手の発掘・育成に積極的に取り組み、持続可能なまちづくりを推進します。

【まちづくりのコーディネート機能と活動拠点の充実】

- 市民協働のまちづくりの拠点となる市民協働センターにおいて、多様な主体の相談窓口、情報の一元化、活動のコーディネートを実施します。
- 地域の活動拠点施設の維持管理に努めるとともに、自治会等の活動を支援するため、その活動拠点となる集会所の整備支援に取り組みます。
- 民間(まちづくり会社)発の中間支援機関による、市民活動団体への支援ができるよう、検討・調整していきます。

6 多文化共生と国際化の推進

施策の将来の目標像(目指す姿)

言語や文化の違いにかかわらず、外国人を含む全ての市民が、相互理解のもと、個性と能力を活かし、地域で共に活躍できる多文化共生の社会が実現しています。

現状と課題

1 外国人市民の生活環境の充実

複数の大学や製造業を中心とする企業の立地等により、東広島市には9,000人以上の外国人市民が暮らしており、国籍・地域、在留資格も多様となっています。

今後も留学生や研究者をはじめとする家族帯同が可能な在留資格者等の増加が見込まれており、共に来日した子どもたちが安心して学べる教育環境の整備など、多様化する外国人市民の生活環境を充実させていく必要があります。

2 異文化理解の促進

多様な言語や文化的背景を持つ市民が共に暮らし、往来する本市では、言語や文化・生活習慣の違いがあることを認識し、互いに歩み寄ることが必要です。

このため、国際協力・国際交流等の活動拠点である「ひろしま国際プラザ」が立地する本市の特長を活かし、JICA中国やひろしま国際センターをはじめ、本市で活動する関係団体等と連携した交流機会の創出のほか、地域での異文化に対する理解を促進する必要があります。

3 国際化推進体制の充実

本市では、大学や民間団体等から構成される「東広島市国際化推進協議会」をはじめ、様々な国際関係団体や個人が活動していますが、団体間のつながりや同協議会会員数の伸び悩みが課題となっています。

多文化共生のまちづくりや国際化の推進に係る活動をより活性化させるため、こうした様々な団体や個人をつなぐを一層深めるとともに、Town&Gown構想^{*1}との連携による、国際化の推進体制を充実していくことが必要です。

施策の数値目標

指 標	現状値(R6年度)	目標値(R12年度)
「東広島市での暮らし」に満足している外国人市民の割合	89.1% *外国人市民アンケート調査	90.0%
国際交流活動参加者(市が関係するもの)の満足度の割合	—	80.0%
国際交流ボランティアの登録者数	590人 *市集計値	650人
国際化推進協議会の会員数	31団体 *市集計値	37団体

(新たに設定した指標で、現状値が記載できないものは表中に「—」を記載しています。)

^{*1} Town&Gown構想:タウン(市)とガウン(大学)が一体となってまちづくりに取り組む構想。自然豊かな東広島市に、大学を中心とした新しい技術を取り入れることで、世界中から多様な企業や人材が集まり、平和で、環境にもやさしい、持続可能なまちをつくることを目指す。

施策の方向性

1 外国人市民の生活環境の充実

- 安心して暮らせる環境の充実
- 共に活躍できる環境づくり
- 多文化共生に向けた仕組みづくり
- インターナショナルスクール誘致の検討

2 異文化理解の促進

- 国際交流の促進
- 国際理解の促進

3 国際化推進体制の充実

- 推進組織の活性化や関係団体等の連携促進
- 活動拠点を活かしたイノベーション※2の創出



主な取組み

① 言語・文化の違いによらない円滑な暮らしの実現

【外国人市民の生活環境の充実】

- 新規転入時の生活オリエンテーションや大学と連携した関係団体等の連携により、情報提供の充実を図ります。
- 多様なニーズに対応した日本語教室等の開催により、児童生徒を含めた外国人市民に対する日本語学習の支援を行います。
- 外国につながる子どもたちの教育環境を確保するため、外国人児童生徒に対する教育支援の充実を図るとともに、インターナショナルスクールの誘致を検討します。

【外国人市民も共に活躍できる環境づくり】

- 外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」の地域への普及や外国人市民への地域組織・活動の紹介を通して、外国人市民が地域社会に参画しやすい環境づくりを行います。
- 定期的な外国人との意見交換会の開催など、市民の意見を施策に反映する仕組みづくりを行います。

② 国際交流と相互理解の促進

【国際交流と相互理解の促進】

- 友好都市・親善都市等との都市間交流のほか、地域に暮らす日本人・外国人市民の交流機会を創出し、国際感覚の醸成を図るとともに、異文化理解を促進します。

【国際化推進体制の充実】

- 国際化推進協議会の会員増加や本市で活動する関係団体等との連携を強化します。
- Town&Gown構想との連携により、広島大学内の国際交流拠点であるミライクリエ等の活動拠点を活かし、様々な団体等がつながるイノベーションの創出を行います。

※2 イノベーション：経済発展の最も主導的な要因。「新結合」「新機軸」。新たな価値を創造し社会に大きな変化をもたらす幅広い意味での革新。